

意見書案第 15 号

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職選挙法等の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 月 本 琢 也

〃 堀 添 健

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 三 浦 恵 美

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための公職
選挙法等の改正を求める意見書

公明かつ適正な公職選挙を確保するため、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる環境を整備することは極めて重要なことであり、聴覚障害者などの障害のある方に主張を周知する手段を確保することについても同様であるが、実際、聴覚障害者が候補者の演説に遭遇しても、どのような演説が行われているか認識することができていない。

聴覚障害者が演説における候補者の主張を理解する手段として、手話通訳や要約筆記があるが、手話通訳士の登録者数は令和6年7月1日現在、全国で4,197人、本市では66人と少数であることに加え、手話通訳士や要約筆記者に関する費用は候補者の自己負担であることから、全ての候補者が手配することは困難であり、聴覚障害者に候補者の主張を周知することは難しい状況になっている。

また、平成25年の公職選挙法改正により、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、要約筆記や音声認識した文字を画面に投影することは可能になったものの、屋外の演説会場における映写は認められていないため、聴覚障害者が演説内容を理解しようとする際、自ら音声認識に関するソフトウェアや機器を用意しなければならないことは大きな負担となっている。

よって、国におかれては、公職選挙法等を改正し、聴覚障害者に公職選挙における候補者の主張を周知する手段を確保し、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる機会を保証するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 手話通訳士及び要約筆記者に関する費用について、選挙運動に関する費用の一部として公費負担の対象とすること。
 - 2 屋外の演説会場において、要約筆記や音声認識した文字の映写を可能にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 16 号

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 原 典 之

〃 浜 田 昌 利

〃 岩 田 英 高

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙
運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書

公明かつ適正な公職選挙を確保するため、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる環境を整備することは極めて重要なことであり、聴覚障害者などの障害のある方に主張を周知する手段を確保することについても同様であるが、実際、聴覚障害者が候補者の演説に遭遇しても、どのような演説が行われているか認識することができていない。

聴覚障害者が演説における候補者の主張を理解する手段として、手話通訳や要約筆記があるが、手話通訳士の登録者数は令和6年7月1日現在、全国で4,197人、本市では66人と少数であることに加え、手話通訳士や要約筆記者に関する費用は候補者の自己負担であることから、全ての候補者が手配することは困難であり、聴覚障害者に候補者の主張を周知することは難しい状況になっている。

また、平成25年の公職選挙法改正により、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、要約筆記や音声認識した文字を画面に投影することは可能になったものの、屋外の演説会場における映写は認められていないため、聴覚障害者が演説内容を理解しようとする際、自ら音声認識に関するソフトウェアや機器を用意しなければならないことは大きな負担となっている。

政府としては、選挙の公正を確保しつつ、障害者の政治参加を進めることについては、重要な課題と認識しており、選挙運動のために使用する文書図画の掲示に係る規制については、選挙運動の在り方の問題であることから、各党各会派において十分な議論が必要との見解が示されている。

よって、国におかれては、聴覚障害者に公職選挙における候補者の主張を周知する手段を確保し、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる機会の重要性を鑑み、手話通訳士及び要約筆記者に関する費用を公費負担とする、あるいは屋外の演説会場において要約筆記や音声認識した文字の映写を可能にするなど、選挙運動の在り方についての議論を促進することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 17 号

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者 川崎市議会議員 堀 添 健

〃 木 庭 理香子

〃 押 本 吉 司

〃 林 敏 夫

〃 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 渡 辺 学

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

職場における熱中症対策の徹底を求める意見書

気象庁が発表した本年7月の月平均気温は、統計を開始した明治31年以降で最高値を記録し、各地で40度を超える危険な酷暑が観測される中、職場における労働者の熱中症の危険度は一層高まっており、特に屋外やエアコンを始めとした空気調和設備を設けることができない屋内の職場における熱中症対策の強化は非常に重要な課題である。

実際、厚生労働省が本年5月に発表した「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によれば、昨年の職場における熱中症による死傷者は1,106人、そのうち31人が命を落としている状況であり、職場における熱中症対策は、酷暑が続く我が国で働く人々の命と健康を守るためにますます重要になっている。

よって、国におかれては、労働者の命と健康を熱中症から守り、安心かつ安全に働くことができる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 屋内外で十分な熱中症対策を事業者に義務付けるため、屋内における空気調和設備の設置と適切な室温管理の徹底、屋外での冷却服の着用、強い紫外線から目や肌を守る保護眼鏡や作業服等の着用に関する基準を労働安全衛生規則に規定するとともに、酷暑を避けた労働時間の設定など酷暑対策としての働き方改革を検討すること。
 - 2 エビデンスに基づく職場における熱中症対策を徹底するため、厚生労働省が実施する労働安全衛生調査において、暑さ指数(WBGT・湿球黒球温度)に関する調査を毎年実施し、できる限り速やかに公表するとともに、調査結果に基づく事業者団体に対する指導監督を適切に実施すること。
 - 3 職場における熱中症対策の周知徹底のため、都道府県労働局が事業者団体に対して行っている熱中症対策についての説明会の回数及び参加事業者数を抜本的に増やすとともに、事業主や労働者への周知を強化すること。
 - 4 職場における熱中症対策を実効性のあるものにするため、厚生労働省労働基準局や都道府県労働局で熱中症対策に取り組んでいる人員体制の抜本的な強化を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 18 号

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 堀 添 健

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書

公益通報者保護法は令和２年６月、法の制定から１６年ぶりに公益通報者の保護を強化するための改正が行われ、令和４年６月に施行されたが、同法の附則において、施行後３年を目途として、改正後の同法の施行状況を勘案し、公益通報したことを理由とする公益通報者に対する不利益取扱いの是正に関する措置や民事訴訟における立証責任の在り方等について検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

このような中、政府は改正法施行後一定期間が経過したことから、公益通報者保護制度検討会において、近年の公益通報者保護制度をめぐる国内外の環境の変化や改正後の同法の施行状況を踏まえた検討を進めている一方、同法が禁じる通報者の探索が疑われている兵庫県の事案、民間においては、消費者庁が行政指導を行った株式会社ビッグモーターやダイハツ工業株式会社の事案など、同法の趣旨に沿った対応が取られない事案が相次いでいる。

よって、国におかれては、同法を改正し、全ての勇気ある公益通報者の保護に関する制度を充実させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- １ 公益通報者の探索を禁止する明文規定を設けるとともに、通報者を探索する行為その他公益通報を理由とする不利益取扱いに対し、罰則を規定すること。
- ２ 公益通報者が解雇などの不利益取扱いを受けた場合の立証責任を事業者に転換するなど通報者の立証責任を緩和すること。
- ３ 内部公益通報について、安心して通報できない状況が生じやすいことから、外部の公益通報受付窓口の設置を推奨すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

意見書案第 19 号

地方公営企業法の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

地方公営企業法の改正を求める意見書

水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業などの事業を行う地方公営企業に勤務する職員（以下「企業職員」という。）等を除いた地方公共団体の一般職の職員は、任命権者によって懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた際、地方公務員法第49条の2の規定に基づいて、人事委員会又は公平委員会に対して不利益処分に関する審査請求を行うことが認められている。

他方、企業職員については、雇用関係が民間企業の従事者と類似しており、労働組合を結成し、団体交渉において問題を取り上げることができるとして、同じ地方公務員でありながら、地方公営企業法第39条第1項の規定により、人事委員会又は公平委員会に対する審査請求が認められていない。

このような状況の中、企業職員が不服を申し立てる手段としては、主に裁判、組合を通じた団体交渉、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の適用による紛争解決制度が挙げられる。

しかし、裁判は経済的、精神的な負担が大きく現実的には選択が困難であり、団体交渉は地方公営企業法が施行された昭和27年と比べて労働組合の組織率が大幅に低下するなど社会環境の変化に伴い、今日では十分な実効性が担保されず、紛争解決制度の利用においても紛争当事者に対する合意の拘束力がないなど、いずれの手段も有効な選択肢とはいえない。

同じ地方公務員でありながら配属の違いで、本来、不利益な処分を受けた際に平等に守られなければならない不服を申し立てる権利に差異が生じている現状は不合理であると言わざるを得ず、早期に是正すべきである。

よって、国におかれては、企業職員についても人事委員会又は公平委員会に不利益処分に関する審査請求ができるよう、早期に地方公営企業法を改正し、不平等を解消することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第20号

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年10月8日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書

国民の主食である米の在庫が不足し、販売価格の高騰が続いていることにより、国民が買えない・食べられない事態が全国で起きており、この要因について、農林水産省は昨年の猛暑による収穫量の減少、インバウンド需要の拡大などコロナ禍からの回復、他の食品の値上がりに伴う米の相対的な割安感の高まり等を受け、需要が伸びたことを挙げている。

しかし、そもそも、安定して十分な生産量を確保し、農産物の価格保障や所得補償によって農家の収入を支えるという、多くの国々で行われている政策を採用していれば防げた事態であることから、今回の事態はこれまでの政府の失政の結果と言わざるを得ず、政府は在庫があると主張するならば最低限、店頭に並ぶよう緊急に対策を講じるべきである。

また、コロナ禍に発生した米の大幅な過剰に対し、政府が緊急に備蓄用の米の買上げをしなかったことなどが要因となり令和3年産の米の価格が暴落したほか、政府が令和3年から2年連続で20万トン以上の減産を対策としたため、僅かな需給の変化で米の流通が混乱し、価格が乱高下している。

実際、総務省が発表した令和6年8月の全国消費者物価指数によると、米類の価格は前年同月比28.3%と大幅に上昇する中、依然として、米不足と価格の高騰は国民生活に広く影響を与えており、とりわけ低所得者や貧困家庭に与える影響は深刻になっている。

よって、国におかれては、米不足に緊急に対応するとともに、米の需給と価格の安定に責任を持ち、国民の食糧を確保する政策に転換するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭に必要な米が出回るよう緊急対策を講じるとともに、これにより生産者に価格の変動による不利益を生じさせないように対策すること。
- 2 米の価格保障や農家への所得補償を抜本的に充実し、大多数の農業者が安定して生産を続けられる条件を整えること。
- 3 価格高騰により米の小売業者の仕入資金が不足していることから、借入条件の優遇、別枠融資、利率の軽減等の緊急対策を講じること。
- 4 備蓄米の支給制度を低所得者や貧困家庭へも行き届くような制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

意見書案第 2 1 号

入管法の強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

入管法の強化を求める意見書

昨年6月、保護すべき者と退去すべき者を明確にし、退去すべき外国人の自発的帰国を促すことを目的として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が改正されたが、出入国在留管理庁の統計によれば、令和6年1月1日現在の本邦における不法残留者数は7万9,113人と令和5年1月1日現在に比べ、8,622人・12.2%の増加となるなど、その数は増加傾向にあり、実際には統計上の人数をはるかに上回る不法残留者、すなわち外国人犯罪者がいるとも言われている。

警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労外国人対策等関係局長連絡会議の設置を始めとした連携・協力を進め、本年5月には「不法就労等外国人対策の推進」の改訂版を策定する等の取組を実施しているが、残念ながら成果は上がっていない。

実際、埼玉県南部に集住するトルコ国籍のクルド人の一部と近隣住民との間でトラブルが続く中、クルド人同士の殺人未遂事件を契機に約100人が絡む騒動へと発展し少なくとも5人の逮捕者が出たほか、女子中学生に性的暴行を加えたとしてクルド人男性が逮捕されるなど外国人による事件が相次ぎ、国民の体感治安悪化の要因の一つとなっている。

外国人犯罪の被害者となるのは日本国民たる自治体住民であり、警察経費はもとより日常の防犯に関する経費や業務を負担するのも国民たる住民とその自治体であり、検察官への送致後は起訴・裁判、有罪確定となれば収監・服役と全ての段階で国費が使われ、その過程で通訳や宗教禁忌への対応により日本人犯罪者以上に国費を要するものと想定される。

そもそも、外国人には、我が国に入国し在留する憲法上の権利はなく、国家がその国にとって好ましからざる外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件により入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則となっており、かかる原則にのっとり出入国管理行政が厳格に実施されていれば、日本国民が外国人犯罪の被害者となることもなく、外国人犯罪対応経費も極小化することが可能となる。

よって、国におかれては、入国許可に付随して、遵法誓約、保証金の預託、往復航空券の保持、日本滞在中の加害への賠償責任保険加入の義務付け、刑法犯と行政罰を3回以上科された者の永久入国禁止、旅券の常時携帯と提示義務の徹底といった必要な措置を講じるため、入管法を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣
警察庁長官